

国交省再任用者は現職時の64%程度 民間では75%以下だと最大15%の給付金

再任用職員の各付けを上げることが必要

下記に、厚生労働省のホームページに掲載されている『**高齢者雇用継続給付**』の具体的な支給金額の例が掲載されています。私たち公務員も年金が支給されなくなる中で、何らかの対策が必要ではないでしょうか。

〔賃金月額が30万円である場合の支給額の例〕

- (1) 支給対象月に支払われた賃金が26万円のとき
賃金が75%未満に低下していませんので、支給されません。
- (2) 支給対象月に支払われた賃金が20万円のとき
低下率が66.67%で61%を超えていますので、
$$\text{支給額} = \frac{183}{280} \times 20\text{万円} + \frac{137.25}{280} \times 30\text{万円} = 16,340\text{円}$$
- (3) 支給対象月に支払われた賃金が18万円のとき
低下率が60%ですので、支給額 = 18万円 × 15% = 2万7千円
- (4) 支給対象月に支払われた賃金が8千円のとき
低下率が2.67%ですので、支給額 = 8千円 × 15% = 1,200円となるところで
すが、1,976円以下ですので、支給されません。

例
6級51号俸の場合
400,600円
↓
再任用(3級フルタイム)
255,200円
本俸で約64%



60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の方に高齢者雇用継続給付が民間の労働者には支給されません。私たち再任用の職員も何らかの対策等が必要ではないでしょうか。